

第4回定例会議事日程（第4号）

- 第 1 議案第43号 いちき串木野市議会議員及びいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第44号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 3 国特予算議案第2号 令和7年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 介特予算議案第2号 令和7年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 後特予算議案第2号 令和7年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第45号 中学校再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 7 予算議案第4号 令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）
- 第 8 議案第46号 令和6年度いちき串木野市一般会計決算認定について
- 第 9 議案第47号 令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について
- 第10 議案第48号 令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について
- 第11 議案第49号 令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 第12 議案第50号 令和6年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分について
- 第13 議案第51号 令和6年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について
- 第14 議案第52号 令和6年度いちき串木野市下水道事業剰余金の処分について
- 第15 議案第53号 令和6年度いちき串木野市下水道事業会計決算認定について
- 第16 予算議案第5号 令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）
- 第17 議案第54号 いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 所管事務調査の結果報告について
- 第19 所管事務調査の結果報告について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

本会議第4号（9月30日）（火曜）

出席議員 15名

1番	田畑和彦君	9番	大六野一美君
2番	西田憲智君	10番	濱田尚君
3番	高木章次君	11番	東育代君
4番	江口祥子君	12番	竹之内勉君
5番	吉留良三君	13番	下迫田良信君
6番	松崎幹夫君	14番	原口政敏君
7番	田中和矢君	15番	福田清宏君
8番	(欠員)	16番	中里純人君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	石元謙吾君	主	査	神 蘭 敦 子 君
補	佐	岩下敬史君	主	任	宮之原 聖 君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	中屋謙治君	企画政策課長	山崎達治君
副市	長	出水喜三彦君	財政課長	神 蘭 正 樹 君
教育	長	相良一洋君	教育総務課長	吉永康彦君
総務課	長	長畑正博君	消 防 長	上 夷 征 史 君

令和7年9月30日午前10時00分開議

△開 議

○議長（中里純人君） これより本日の会議を開きます。

△報 告

○議長（中里純人君） まず、報告します。

監査委員から報告のあった7月分の例月出納検査の結果並びに監査報告第2号及び第3号、市長から報告のあった令和6年度いちき串木野市健全化判断比率について、及び令和6年度いちき串木野市資金不足比率について、その写しをお手元に配付してあります。

△日程第1～日程第7

議案第43号～予算議案第4号一
括上程

○議長（中里純人君） それでは、日程第1、議案第43号から日程第7、予算議案第4号までを一括して議題とします。

まず、総務厚生委員長の報告を求めます。

[総務厚生委員長吉留良三君登壇]

○総務厚生委員長（吉留良三君） 私ども総務厚生委員会に付託されました案件は、単行議案2件、予算議案4件の計6件であります。

去る9月9日に委員会を開催し審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第43号いちき串木野市議会議員及びいちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費について改正しようとするものであります。

説明によりますと、選挙運動用ビラについて、1

枚当たりの作成単価7円73銭を8円38銭に改正し、影響額は、市長が1人当たり1万6,000枚で1万400円増額、市議会議員が1人当たり4,000枚で2,600円増額となる。また、選挙運動用ポスターについて、1枚当たりの作成単価541円31銭を586円88銭に改正し、影響額は、ポスター単価45円増額で、ポスター掲示場が120か所あるため、候補者1人当たり5,400円増額となる。

なお、この条例は公布の日から施行し、今年11月の任期満了に伴う市議会議員及び市長選挙から適用するとのことでもあります。

審査の中で、掲示場の数と掲示場所に変更はないかと質したところ、掲示場の数は120か所で変更はないが、掲示場所については既に変更した箇所もあり、現在変更に向けて検討している箇所もあるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層支援するため、改正しようとするものであります。

説明によりますと、主な改正内容は、職員の部分休業制度の拡充であり、これまでの1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき10日、時間にして77時間30分を超えない範囲内で1時間単位で取得可能な形態を新たに設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。

なお、これまでの1日につき2時間を超えない範囲内の形態では、勤務時間の初め又は終わりに限り取得可能としていたが、この取扱いを廃止し、改正後は1日のうちどの時間帯でも2時間まで取得可能とするとのことでもあります。

審査の中で、形態を途中で変更する場合、配偶者の負傷や配偶者との別居など、条件が厳しいようだが、臨機応変に対応できないかと質したところ、変更の条件については、国に準じて規定しているが、

子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情があれば変更できる旨を規定しているため、個々の事情に応じて柔軟に対応していくとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中、委員会付託分についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5億7,183万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ198億8,342万1,000円とするほか、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正をするものであります。

それでは、まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

18款繰入金2項3目ふるさと寄附金基金繰入金1,090万円は、新規創業等支援事業補助金及び長崎鼻公園再整備事業の補正に伴い、同基金からの繰入金を追加するものであります。

19款1項1目繰越金は、前年度繰越金4億8,791万5,000円の追加であります。

21款1項市債4,930万円は、農業施設整備事業債を新たに計上するほか、道路整備事業債、河川事業債及び消防防災施設整備事業債の追加、並びに公園整備事業債の減額であります。

なお、今回の補正により、令和7年度末の市債残高は155億5,888万3,000円の見込みとなり、そのうち62.1%、96億2,247万円が交付税措置される見込みであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

2款総務費1項5目財産管理費の市債管理基金・公共施設整備等基金積立金3億7,000万円の計上は、地方財政法第7条の規定に基づき、令和6年度決算の実質収支額7億2,660万5,000円の2分の1以上の額となる3億7,000万円について、市債管理基金に1億円、公共施設整備等基金に2億7,000万円積み立てるものであります。

なお、今回の補正により、令和7年度末の市債管理基金残高を25億9,006万2,000円、公共施設整備等

基金残高を6億1,474万円と見込んでいるとのことであります。

3款民生費3項1目生活保護総務費の生活保護システム改修事業162万8,000円の計上は、物価高騰対策として、令和5年10月から特例加算として保護費に1人当たり月額1,000円上乗せされているものが、本年10月から1,500円へ増額されることなどによるシステムの改修委託料であります。

9款消防費1項5目災害対策費のJアラート受信機更新事業390万5,000円の計上は、全国の自治体が導入している地震や津波などの緊急災害情報を伝える全国瞬時警報システム、Jアラートの受信機更新のための経費であります。

審査の中で、受信機はどこに設置してあり、更新期間は何年かと質したところ、受信機は防災センターに1台設置してあり、8年ごとの更新予定となっているとの答弁であります。

次に、第2条債務負担行為の補正は、串木野中学校スクールバス運行委託事業について、令和8年度から10年度における債務負担行為を追加するものであります。

次に、第3条地方債の補正は、今回の補正予算に伴う農業施設整備事業の追加と道路整備事業など4事業債の限度額を変更するものであります。

本案中、委員会付託分は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国特予算議案第2号令和7年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,013万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,983万8,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費2項1目賦課徴収費907万5,000円は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修経費の計上、8款諸支出金1項2目償還金105万5,000円の追加は、令和6年度特定健康診査等負担金の精算に伴う県支出金の返還金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、介特予算議案第2号令和7年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,146万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,925万9,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、7款諸支出金1項2目償還金7,146万1,000円の追加は、令和6年度介護給付費負担金等の精算に伴い、交付金等を返還するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、後特予算議案第2号令和7年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,049万2,000円とするものであります。

補正の内容は、歳出において、1款総務費1項2目徴収費209万円の追加は、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修経費の計上、3款諸支出金1項1目保険料還付金3万4,000円は、令和6年度一般会計繰入金の返還金の計上であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務厚生委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入りますが、予算議案第4号については、2常任委員長の報告に対する質疑を結了するまで保留しますので、御了承願います。

まず、議案第43号いちき串木野市議会議員及びい

ちき串木野市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、国特予算議案第2号令和7年度いちき串木野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、介特予算議案第2号令和7年度いちき串木野市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、後特予算議案第2号令和7年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業教育委員長の報告を求めます。

〔産業教育委員長田畑和彦君登壇〕

○産業教育委員長（田畑和彦君） 私ども産業教育委員会に付託されました案件は、単行議案1件、予算議案1件、継続審査の陳情2件の計4件であります。

去る9月10日に委員会を開催し、陳情2件を除き審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について、御報告申し上げます。

まず、議案第45号中学校再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

本案は、令和8年4月に中学校を再編することに伴い、改正しようとするものであります。

説明によりますと、第1条で、いちき串木野市立学校設置条例の羽島中学校、生冠中学校及び串木野西中学校の項を削除する。第2条で、いちき串木野市立学校屋内・屋外運動場等照明施設使用料徴収条例の串木野西中学校にあるプール照明施設の項を削

除する。これに伴い、条例名にある「等」を削除し、さらに生冠中学校の文言を削除する。

また、この条例の施行日は令和8年4月1日であるが、閉校となる3中学校の体育館や校庭は跡地利用が始まるまでの間、現在学校開放を利用している団体等が引き続き利用できるよう調整していきたいとのことであります。

審査の中で、串木野西中学校にあるプールについて、現在、市水泳連盟が使用していると思うが、今後も継続して使用できるのかと質したところ、串木野西中学校のプールは使用できなくなる。プール事業実施の可否を含め、他の小・中学校のプールを使用できないか検討することになるとの答弁であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、予算議案第4号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）中、委員会付託分についてであります。

まず、歳入の主なるものについて申し上げます。

17款寄附金1項4目土木費寄附金の長崎鼻公園再整備事業寄附金1,000万円は、鹿児島プロフーズ株式会社からの寄附金を計上するものであります。

次に、歳出の主なるものについて申し上げます。

6款農林水産業費2項2目林業振興費のスマート捕獲等普及加速化事業800万円は、ICTを活用した有害鳥獣対策事業に係る経費を追加するものであります。

説明によりますと、ICTを活用した有害鳥獣対策事業が国のモデル事業に採択されたことによる備品購入が主なるものである。これにより、サル的首輪から発信する電波を受信する基地局の追加設置や、スマート捕獲檻の設置、GPSデータを活用した追い払い活動を予定しているとのことであります。

審査の中で、サルを追い払うだけでは個体数は減らない。農作物の被害を減らすためには、個体数を減らす対策を考えるべきではないかと質したところ、一つの手法だけでなく、サルを寄せつけない、追い払う、捕獲する、駆除するというような取組を組み合わせることで対策を行っていくとの答弁であります。

7款商工費1項2目商工振興費の公共交通維持事業257万5,000円は、地域公共交通計画に基づく公共交通の再編に伴ういきいきバス新規路線及び荒川地区乗合タクシー運行に係る経費を追加するものであります。

説明によりますと、いきいきバス新規路線の運行について、平日は1日8便の4往復、土曜、日曜、祝日は1日2便の1往復となる。また、荒川地区乗合タクシーの運行について、月曜から土曜日、1日6便の3往復となるとのことであります。

また、同目の公共ライドシェア事業160万3,000円は、いきいきバスの路線変更により、羽島地区に生じる交通空白地解消のため実施する公共ライドシェア運行事業に伴う経費を計上するものであります。

説明によりますと、公共交通空白地では、運賃が発生する有償運送として白ナンバーの一般車両を活用した特例が設けられており、今回この制度を導入する。運行開始は10月1日から、運行はれいめい羽島協議会に委託する。平日はいきいきバスの運行がない土川交流センターから羽島車庫間を運行し、いきいきバスとの接続を行うため、1日8便の4往復、土曜、日曜、祝日は朝夕の1日2便となる。また、土曜日の昼間の時間帯が公共交通空白時間となることから、土川を含む羽島地区と市街地を結ぶ便を1往復追加するとのことであります。

審査の中で、事故などが起きたときの対応について質したところ、有償運送における保険の補償内容については、対人8,000万円以上、対物200万円以上とする国の決まりがあるが、この事業については、対人対物無制限の補償内容で保険に加入する予定であるとの答弁であります。

また、土曜日の昼間に運行する1往復2便については、乗客数が多く、7人乗り車両1台では対応できない可能性がある。そのときの対応について検討しているのかと質したところ、乗車人員が定員を超える場合は、コミュニティ自動車を活用し、2台で運行する予定であるとの答弁であります。

また、同目の新規創業等支援事業補助金871万3,000円は、申請件数、金額の決算見込みの増に伴い、補助金を追加するものであります。

審査の中で、補助した事業者のフォローアップについて質したところ、事業を継続する中で、経営について困り事などがあった場合は、商工会、商工会議所にいる専門員に相談していただきながら、市としても伴走型支援の取組を行っていききたいとの答弁であります。

8款土木費2項1目道路維持費の道路維持費（工事費）4,740万円は、市道6路線を整備するための経費を追加するものであります。

審査の中で、駅浜町線のハイウェイ灯設置について、市内各所に暗い場所があるが、この設置場所を選んだ経緯を質したところ、今回設置する交差点は、令和7年度の交通事故多発地点等特別対策合同現場診断に挙げられた場所で、信号の見落としなどにより、過去3年間に5件の交通事故があった場所である。交通安全対策としてハイウェイ灯を設置し、照度を確保するため選定したとの答弁であります。

その他、委員から、市内各所に同様な場所がある。災害防止の観点からも優先順位をつけながら計画的に取り組んでいくべき旨の意見が述べられたのであります。

同じく土木費5項5目公園事業費の長崎鼻公園再整備事業220万円は、ワークショップで出された意見を基に、多目的広場北側にトイレを設置するための実施設計委託料を追加するものであります。

11款災害復旧費2項1目の道路河川等災害復旧費670万円は、6月豪雨に伴うもので道路3件、河川5件の復旧を行うための経費を追加するものであります。

本案は、付託分について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業教育委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、産業教育委員長
の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第45号中学校再編に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、保留いたしておりました予算議案第4号について討論・採決に入ります。

予算議案第4号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第3号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する2常任委員長の報告は、いずれも可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第8～日程第15

議案第46号～議案第53号一括上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第8、議案第46号から日程第15、議案第53号までを一括して議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔決算審査特別委員長松崎幹夫君登壇〕

○決算審査特別委員長（松崎幹夫君） 私ども決算審査特別委員会に付託された案件は、一般会計ほか5会計に係る令和6年度会計決算認定等議案8件であります。

去る9月17日から19日までの3日間にわたり、議長と監査委員を除く全議員による委員会を開催し、審査が終了しましたので、その審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

なお、審査に当たり、現地調査を実施し、積極的な審査に努めたところであります。

まず、議案第46号令和6年度いちき串木野市一般会計決算認定についてであります。

決算の収支状況は、歳入において、収入済額は調定額に対して、収入率99.3%の188億5,715万2,226円。歳出において、支出済額は執行率92.4%の181億1,425万9,928円で、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源1,628万7,000円を差し引いた実質収支額は7億2,660万5,298円となっております。

それでは、歳入から順を追って御報告申し上げます。

まず、1款市税であります。令和6年度決算における市税は、全体で調定額30億6,978万5,088円に対し、収入済額は30億1,378万4,671円で、前年度と比較して、収入済額で3,348万2,115円の減となっております。徴収率は98.18%で、前年度と比較して0.13ポイントの増であります。

また、不納欠損として実人員で82人、金額で537万5,927円を処分した結果、翌年度への滞納繰越額は前年度と比較して487万1,855円減の5,062万4,490円であります。

次に、10款地方交付税であります。普通交付税は前年度に対し1億6,752万9,000円の増、特別交付税は前年度に対し2,339万6,000円の増で、臨時財政対策債発行額を加えた実質的な地方交付税は50億5,196万円となり、前年度に対し1億4,081万2,000円の増となっております。

次に、17款寄附金であります。ふるさと納税寄附金は前年度と比較して、件数で11%減の12万407件、金額では3.7%減の17億4,990万3,508円であります。

説明によりますと、令和6年度から、新たにガバメントクラウドファンディングにも取り組んでおり、今後もインターネットのふるさと納税サイトの活用や、パートナー企業による返礼品の充実等に努め、さらにより多くのいちき串木野ファンを獲得して、

ふるさと納税寄附金を増やせるよう努めていきたいとのことであります。

次に、歳出について御報告申し上げます。

まず、2款総務費は、市制施行20周年記念スタートアップ事業のほか、書かない窓口システム導入事業、WEBプロモーション推進事業、空き家利用促進補助金などであります。

審査の中で、会計年度任用職員が増えた要因と今後の対策について質したところ、主な理由として、令和6年度からの事務見直しや事業拡大による人数増で、特に母子健診事業について、これまで外部への謝金対応としていたが、令和6年度より会計年度任用職員に変更したことにより、10名の増となった。今後も業務の増減により人数の変動はあると思われるが、DXの活用等による業務効率化に取り組むとともに、正規職員と会計年度任用職員のバランスについても、今年度策定する定員管理計画に盛り込んだ上で、適正な人員配置に努めていきたいとの答弁であります。

次に、3款民生費は、住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金事業費のほか、放課後児童健全育成事業、保育士等就職支援事業、串木野高齢者福祉センターデイサービス棟屋根外壁改修工事などあります。

審査の中で、障がい者の就労支援について、市内事業所の受入れが少ないようだが、市内事業所などの就労先への周知はどのように行っているのかと質したところ、就労支援に当たっては、市独自で就労支援事業所等サポートブックを作成しており、そこで市内事業所の紹介を行っている。ただし、一般就労の希望者については、ハローワークの紹介にとどまっているため、今後は市内で連携を密にしながらマッチングできるよう努めていきたいとの答弁であります。

次に、4款衛生費は、拡充された子ども医療費助成金のほか、地域猫活動推進事業費補助金、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業などあります。

次に、5款労働費は、無料職業紹介所運営事業や働く女性の家に係る指定管理者委託料などでありま

す。

次に、6款農林水産業費は、新規就農者育成総合対策事業や有害鳥獣捕獲事業補助金、まぐろ漁業振興対策事業などあります。

審査の中で、有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しているが、鳥獣被害の現状を考えると、総体的な個体数は減少していないと感じる。荒廃地が増える中において、寄せつけない、追い払う対策も必要であるが、個体数を減らすための対策が最優先である。捕獲には猟友会の協力が不可欠であるため、猟友会の活動に対する補助の在り方を検討すべきではないかと質したところ、今後も担い手を確保し、継続して活動していただくため、猟期における補助の在り方や狩猟免許取得、更新に係る経費補助など、猟友会の意見を聞きながら検討したいとの答弁であります。

次に、7款商工費は、新規創業等支援事業補助金や、沖ノ浜エリア活用検討事業のほか、薩摩藩英国留学生記念館開館10周年記念事業などあります。

審査の中で、国民宿舎等活性化促進事業補助金について、一度譲渡した建物であるにもかかわらず、今後も補助していく考えなのかと質したところ、基本的には譲渡された側が自らの負担で老朽化による修繕を行うべきだが、施設の持つ機能が本市には必要であり、指定用途期間である令和8年9月までは何とか存続させるべきという考えの下、今回補助を行った。今後は施設維持に対してさらに補助金を出す考えはなく、指定用途期間以降の運営がどうあるべきか検討していきたいとの答弁であります。

また、審査の中で、沖ノ浜利活用構想について質したところ、沖ノ浜が持つ自然の特徴を生かし、環境と調和した施設として整備することにより、周辺施設を含めた地域全体の活性化につながる取組になるよう計画を進めていくとの答弁であります。

次に、8款土木費は、栄町・中尾町1号線など15路線や、東海大橋、金山橋に係る道路維持工事等及び西岳2号線など4路線の道路新設改良工事のほか、長崎鼻公園再整備事業などあります。

審査の中で、失業対策事業で整備した道路について、側溝の目地が外れたり、高齢者が歩きにくいといった状況があり、改良工事を急ぐべきではないか

と質したところ、道路改良特別事業については、過疎債等の活用により毎年約1億円の予算確保に努めているものの、近年の資材高騰などにより、なかなか整備が進まない状況である。重要なインフラであると認識しており、今後はさらに石油交付金等も活用しながら、できるだけ早い進捗に努めていきたいとの答弁であります。

次に、9款消防費は、防災行政無線施設整備事業や消防本部消毒室新築工事設計委託料などでありませぬ。

次に、10款教育費は、いちきアクアホール空調設備改修工事やパークゴルフ場改修事業のほか、串木野中学校開校準備委員会運営費、市立小・中学校の学校給食費無償化事業補助金などでありませぬ。

審査の中で、不登校対策について、市内連携の成果が現れてきているのかと質したところ、ここ2年間、中学校の不登校数は減少傾向にあるが、小学校は増加傾向にある。不登校の原因も少しずつ変化しているもので、それぞれのケースごとに丁寧に扱っていくとともに、市として子どもたちを高校や社会に送り出すことが責任の一つでもあることから、各部署が連携して全体で取り組んでいきたいとの答弁であります。

次に、11款災害復旧費は、荒川河川災害復旧工事、農業施設及び林業施設の災害復旧工事などでありませぬ。

次に、12款公債費であります。令和6年度末の未償還元金総額は156億771万5,816円で、前年度と比較すると、7億4,669万3,780円の減であり、令和6年度末時点の交付税措置率は61.5%、前年度と比較して0.9ポイントの増であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決ましました。

次に、議案第47号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定についてであります。

歳入において、国民健康保険税の徴収率は現年度分で前年度比0.5ポイント減の97.9%、滞納繰越分で前年度比0.5ポイント減の23.1%、また実人員で26人、金額で684万6,952円を不納欠損処分しております。

歳出においては、保険給付費、国民健康保険事業

費納付金が主なるもので、歳入から歳出を差し引いた実質収支額は273万9,707円であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決ましました。

次に、議案第48号令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定についてであります。

歳入において、介護保険料の徴収率は前年度比0.2ポイント増の99.6%であります。歳出は保険給付費が主なるもので、歳入から歳出を差し引いた実質収支額は1億1,905万7,050円であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決ましました。

次に、議案第49号令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定についてであります。

歳入の主なるものは、後期高齢者医療保険料及び低所得者に対する政令軽減相当額補填分の保険基盤安定繰入金で、歳出の主なるものは、後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決ましました。

次に、議案第50号令和6年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分についてであります。

決算により生じた剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求められたもので、当年度未処分利益剰余金のうち、当年度分純利益6,874万3,915円を減債積立金に積み立てるものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決ましました。

次に、議案第51号令和6年度いちき串木野市水道事業会計決算認定についてであります。

令和6年度の収益的収支は、収益的収入額6億5,332万5,442円に対し、収益的支出額は5億8,458万1,527円で、差引き6,874万3,915円の当年度純利益となっております。

令和6年度の主な建設事業は、道路改良工事に伴う老朽管の布設替工事と耐震化事業に伴う住吉町、袴田、外戸、内門地区等における配水管布設替工事などでありませぬ。

また、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や事業者の負担を軽減するため、基本料金の免除を行い、免除額4,894万3,147円は一般会計からの補助金の繰入れにより補填しております。

本案は、全会一致で認定すべきものと決ましました。

次に、議案第52号令和6年度いちき串木野市下水道事業剰余金の処分についてであります。

決算により生じた剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求められたもので、当年度未処分利益剰余金のうち、4,796万7,628円を減債積立金に積み立てるものであります。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号令和6年度いちき串木野市下水道事業会計決算認定についてであります。

令和6年度の収益的収支は、収益的収入額5億5,511万9,090円に対し、収益的支出額は5億396万8,334円で、差引き5,115万756円の当年度純利益となっております。

主な建設事業は、串木野クリーンセンターのストックマネジメント計画の建設工事であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で、決算審査特別委員会に付託されました案件について、審査経過の概要と結果についての報告を終わります。

○議長（中里純人君） これから、決算審査特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

これより討論・採決に入ります。

まず、議案第46号令和6年度いちき串木野市一般会計決算認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第47号令和6年度いちき串木野市国民健康保険特別会計決算認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第48号令和6年度いちき串木野市介護保険特別会計決算認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第49号令和6年度いちき串木野市後期高齢者医療特別会計決算認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第50号令和6年度いちき串木野市水道事業剰余金の処分について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第51号令和6年度いちき串木野市水道事業会計決算認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

次に、議案第52号令和6年度いちき串木野市下水道事業剰余金の処分について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は可決されました。

次に、議案第53号令和6年度いちき串木野市下水道事業会計決算認定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は認定することに決定しました。

△日程第16 予算議案第5号上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第16、予算議案

第5号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 本日、新たに提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

予算議案第5号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正予算は、8月の大雨と台風12号に係る災害復旧費の追加で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億5,838万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を203億4,180万7,000円とするほか、地方債の補正であります。

補正の内容は、歳出において、11款災害復旧費で農業施設、道路河川等に係る災害復旧費の追加及び計上であります。

これに伴う歳入は、14款国庫支出金で道路河川等災害復旧費の追加のほか、15款県支出金で農業施設災害復旧費等の追加、19款繰越金で前年度繰越金の追加、21款市債で農業施設災害復旧債等の追加であります。

第2条地方債の補正は、農林水産業施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業の限度額を変更するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げます。

○議長（中里純人君） これより質疑に入ります。

予算議案第5号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっている予算議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、予算議案第5号については、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論・採決に入ります。

予算議案第5号令和7年度いちき串木野市一般会計補正予算（第4号）について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第17 議案第54号上程

○議長（中里純人君） 次に、日程第17、議案第54号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議会運営委員長に趣旨説明を求めます。

〔議会運営委員長原口政敏君登壇〕

○議会運営委員長（原口政敏君） ただいま議題とされました議案第54号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、議員定数等調査特別委員会において、次期一般選挙から適用する議員定数を2人削減し14人にすべきであると決定し、本会議において委員長報告が承認されたことを受け、令和6年12月23日、議員定数16人を14人とする条例改正が賛成多数で可決されたことから、今回、常任委員会の委員の定数について改正しようとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中里純人君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認め、これで質疑を終結します。

これから討論・採決に入ります。

議案第54号いちき串木野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 討論なしと認め、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△日程第18 所管事務調査の結果報告について

○議長（中里純人君） 次に、日程第18、所管事務調査の結果報告についてを議題とします。

総務厚生委員長の報告を求めます。

〔総務厚生委員長吉留良三君登壇〕

○総務厚生委員長（吉留良三君） 総務厚生委員会委員の任期満了を控え、令和7年1月以降の所管事務調査の内容を取りまとめましたので、その結果について報告いたします。

当委員会では、所管事務調査項目として、一つ、人口減少対策について、二つ、防災対策（原発を含む）について、三つ、行財政改革について、四つ、生活環境について、五つ、住民福祉について、六つ、健康増進についての6項目を設定し、調査を行ってまいりました。

令和7年5月13日から14日にかけて、佐賀県鹿島市、福岡県大川市に、「DXの取組について」をテーマに先進地行政視察を行ってまいりました。

本市においては、平成30年度にふるさと納税業務へのRPA導入を皮切りに、会議支援システムの導入や文書管理システム、庶務システム、グループウェアの一元化、庁内チャットの導入など、DXに取り組んできております。

さらに、令和5年度には総務課内にDX推進係を設置し、市民サービス向上のため、書かない窓口やキャッシュレス決済など様々なシステムを導入し、取組を加速化させております。

しかし、これから先、さらに多くの分野でDXが必要不可欠となってくるため、今回はDXにテーマを絞り、先進地の取組について調査してまいりました。

まず、鹿島市における調査結果の報告です。鹿島市は人口が約2万7,000人で、面積も約112平方キロメートルと、ほぼ本市と同規模ですが、職員数は令和4年度で228人、同規模の類似団体と比較すると33%少ない状況であり、そのような中で業務の増加、複雑化、また多様化する住民ニーズへの対応にはDXの推進が不可欠ということで、当時の市長のトップダウンにより取組が始まっております。

主な取組としては、総務省の地域活性化起業人制度を活用し、DMM.comよりDX推進アドバイザーが派遣されております。鹿島市のDX推進アドバイザーは、DXの具体的な施策立案、庁内業務の効率化支援、行政手続オンライン化支援やシティブロモーションの強化などに取り組むだけでなく、市長への提案や地域イベントなどにも多く参加し、活躍しております。

また、デジタルデバйд対策として、養成研修を受講した市民がデジタルサポーターとして講師を務めるスマホ相談会を実施し、市民がデジタルをより身近に感じられる環境づくりを進めております。

当委員会としては、DX推進の流れは自治体として必須の取組であり、小規模自治体としての独自のデジタル人材の育成は難しい。本市においても、多くの自治体での取組事例を研究した人材の派遣活用、業務提携、DX伴走支援などの取組を検討すべきとの意見を集約しました。

次に、大川市においては、令和3年度より鹿島市同様、地域活性化起業人制度の派遣を開始し、大川市×DMM.comによるDX推進共同プロジェクトがスタートしております。

まず、市役所内全課を対象としてヒアリング、課題の洗い出しを実施、その結果を基に「地域と行政、二つのDX」をテーマに設定、デジタルを活用した市民の利便性向上を目的とした地域DXと職員の業務効率化を目的とした行政DXに分け、地域DXはデジタル窓口とスマート窓口、行政DXは業務改革

とペーパーレス化をそれぞれキーワードとして取り組んでおります。

地域DXについては、令和5年1月に自治体LINE公式アカウントと電子申請サービスを掛け合わせた「スマート公共ラボ電子申請」の実証実験を開始しております。このサービスは、LINE公式アカウント内の操作だけで電子申請が完結するため、他のアプリのダウンロードが不要となっているもので、実証実験を行った出産・子育て応援給付金では、申請全体の96%がLINEからの申請で、また、申請全体のうち43%は閉庁時間帯であり、時間や場所にとらわれない申請が可能となっているとのことでした。

行政DXについては、RPA等の直接的な業務改革に加え、DXの基礎とデジタル化の仕組みを理解し、デジタルを活用して課題解決できる人材を育成するため、令和6年1月にDXリーダー研修を実施しております。その後、令和6年9月に全職員を対象としたDXリテラシー向上研修を実施。前回のDX推進リーダー研修の参加者はこの研修の中心的な存在となり、ファシリテーションを行うことでリーダー育成の場ともなっております。

当委員会としては、民間事業者を活用する強みとして様々な分野での実績や他市での取組情報を共有しながら課題解決に向けた取組や新たな展望を感じた。本市でも防災、まちづくり、様々な分野において民間事業者の活用を検討することで、まちの暮らしやすさにスピード感を持った対応が期待できるとの意見を集約しました。

以上をもって、総務厚生委員会所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（中里純人君） これから、総務厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

総務厚生委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、総務厚生委員会の所管事務調査の結果報告は委員長報告のとおり承認されました。

△日程第19 所管事務調査の結果報告について

○議長（中里純人君） 次に、日程第19、所管事務調査の結果報告についてを議題とします。

産業教育委員長の報告を求めます。

[産業教育委員長田畑和彦君登壇]

○産業教育委員長（田畑和彦君） それでは、常任委員の任期満了を控え、令和7年1月以降の所管事務調査の内容を取りまとめましたので、その結果について報告いたします。

当委員会では、所管事務調査項目として、農林水産業の振興、商工・交通運輸、食のまちづくり・観光振興、社会基盤の整備、教育問題、スポーツ・文化の振興、新エネルギー施策の推進、企業誘致の8項目を設定し、調査を行ってまいりました。

令和7年度は5月14日から15日にかけて、「特産品のブランド化」、「廃校跡地活用」の2項目について、宮崎県西都市、鹿児島県曾於市に、先進地行政視察を行ってまいりました。

まず、宮崎県西都市では、西都市公認品「西都ピカイチ」について調査をいたしました。

西都市では、豊かな農畜産物や歴史文化遺産など優れたものが豊富にあるものの、認知度不足により十分に外貨を稼げていない状況にあることから、西都市の優れた商品などを市が認証することで地域ブランド化し、市内外へアピールすることで市の魅力や認知度、事業者の付加価値向上を図ることを目的として、市公認品「西都ピカイチ」を創設しており、令和5年度に13商品、令和6年度に11商品を認証しております。

この制度は、市民審査員約100名、特別審査員約10名が一堂に会し試食審査を行うなど、一つのイベントとして審査会を実施しており、他の自治体では、有識者など一部の関係者による認証が多い中、市民100名が選ぶ地域ブランドという手法を取ることでより差別化を図っているとのこととあります。

当委員会としては、市民を巻き込む審査方法は参考になる。認証制度は事業者のやる気を起こし、新しい商品を開発するきっかけとなり、地域活性化が図られている。ブランド認証品は、認証直後は話題性もあり好評であるが、販売促進の点では課題があるようである。制度を継続していくためには、ブランド化の目的を研究しながら実施することが重要であるとの意見を集約いたしました。

次に、鹿児島県曾於市では、廃校跡地を活用した「たからべ森の学校」について調査しました。

曾於市は、中学校再編に伴い廃校となった財部北中学校跡地について、平成25年4月に民間事業者と公有財産無償貸付契約を締結し、5月から民間事業者による公共職業訓練施設「たからべ森の学校」として活用しており、県から民間委託された公共職業訓練や、雇用支援機構から民間委託された求職者支援訓練などを実施しております。

そのほかにも、地域の人と地域外の人との交流を目的とし、学校を舞台とした様々なイベントの企画運営を行っております。

また、平成28年には施設内にある学校農園でとれた野菜を使用した料理を提供するカフェ施設、平成30年には校舎内の教室を改修した宿泊施設を開設しており、市内外から多くの人を訪れる施設となっております。

当委員会としては、一つの企業により、3期にわたり継続活用されている実績は参考になる。本市でも来年3月、羽島、生冠、串木野西中学校の閉校が決まっており、地域住民にとっては学校を活用することが重要で、市民が元気になる施設となるよう取組事例を参考としたい。また、公共職業訓練施設として活用することにより、市内外から多くの受講者がいることから、本市でも特色のある学科や市内での就業につながるような学科を誘致できないか調査する余地があるとの意見を集約しました。

以上をもって、産業教育委員会所管事務調査の結果報告といたします。

○議長（中里純人君） これから、産業教育委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 質疑なしと認めます。

産業教育委員会の所管事務調査の結果報告については、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中里純人君） 異議なしと認めます。

したがって、産業教育委員会の所管事務調査の結果報告は委員長報告のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

△市長挨拶

○議長（中里純人君） この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。

〔市長中屋謙治君登壇〕

○市長（中屋謙治君） 9月議会閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

令和7年第4回市議会定例会が、本日をもって最終日を迎えることとなりました。今議会に提案いたしました全ての議案につきまして、慎重に審議の上議決していただき、誠にありがとうございました。

本会議並びに委員会において賜りました御意見等につきましては、今後の市政執行の中で十分配慮して対処してまいる所存であります。

さて、私にとりまして、任期最後の議会を終えることとなり、感無量のものがあります。振り返りますと、令和3年9月、田畑誠一前市長の勇退を受ける形で副市長職を辞して市長選に挑み、おかげさまで無投票当選の榮に浴し、令和3年11月に第5代いちき串木野市長に就任をいたしました。

就任当初は新型コロナウイルスが感染拡大しているさなかであり、多くの制限により様々な課題にも直面いたしました。市民の皆様の声に耳を傾けるとともに、議会とも協議しながらワクチン接種をはじめ、各種給付金やプレミアム付商品券の発行など、市民の暮らしと健康、雇用や地域経済を守るための諸施策を推進してまいりました。

また、急激な人口減少社会の到来を受け、本市の最重要課題を人口減少、少子化対策と位置づけ、いわゆる三つの無償化など、子どもや若者を中心とし

た施策を重点化するとともに、洋上風力発電調査研究事業や長崎鼻公園リニューアル事業など、未来への投資、まちの魅力づくりにも取り組んでまいりました。

おかげさまで、これまでの取組によって子どもをはじめ、若者や子育て世代の転入増加など、その成果が現れつつあると感じております。これもひとえに、議員の皆様はもとより、関係各位、市民の皆様のお力添えによるものと心から深く感謝申し上げます。

本市は、10月11日に市制施行20年の大きな節目を迎えますが、市民の皆様とこれまでの歩みを振り返るとともに、さらに10年後、20年後に向かって希望を育み、絆を深め、さらなる発展につなげていくことが私たちに課せられた使命であると思っております。

私自身、これまでいただいた御指導、御鞭撻を基に、市長として果たすべき責務の重さを改めて胸に刻み、今後の歩みに生かしてまいりたいと思います。

さて、今議会は議員の皆様にとっても任期最後の定例会であり、皆様方の胸中、感慨深いものがあるかと存じます。議員各位のこれまでの御労苦に感謝し、改めて深く敬意を表する次第でございます。

次期選挙において出馬される方々の御健闘をお祈りいたしますとともに、今期で勇退されます皆様はじめ、議員の皆様方の御健勝、御多幸を祈念して挨拶といたします。誠にありがとうございました。

△閉 会

○議長（中里純人君） これで、令和7年第4回いちき串木野市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

いちき串木野市議会議長

いちき串木野市議会議員

いちき串木野市議会議員